

労働総研 ニュース

No.374

2021年5月号

発行 労働運動総合研究所(略称:労働総研) <http://www.yuiuidori.net/soken/>
〒102-0093 東京都千代田区平河町1-9-1 メゾン平河町501
☎(03)3230-0441 Fax(03)3230-0442 Eメール rodo-soken@nifty.com

「コロナ危機のもとで生活に困窮する失業者等を行政が支えるために」提言の作成について

津川 剛

1 提言作成に至る経緯

新型コロナウイルス感染症が広がり始めて1年以上が経過しました。しかし、数次に亘る拡張期と収縮期を繰り返しながら、今なお収束を見通すことはできません。そして、外出や移動を抑制する生活様式が強いられる中で経済活動も大きく減退し、雇用情勢は悪化の一途を辿っています。こうした中、失業者や生活困窮者が増大し、それ故にこそ国及び自治体の役割発揮が求められます。しかしながら、この間の新自由主義的政策は「小さな政府」を指向し、実際、国及び自治体の行政体制は縮小を余儀なくされてきました。あわせて、失業者や生活困窮者のセーフティネットたる雇用保険(失業給付)や生活保護などの雇用・福祉施策についても、「自助・共助・公助」の発想の下、全体として脆弱なものとなって

います。

一方、かつてのリーマン・ショック(2008年秋)時にも、景気の急激な悪化から失業者や生活困窮者が増大し、日比谷公園では「年越し派遣村」が取り組まれました。その際、自治体労働者で組織する日本自治体労働組合総連合(自治労連)と国家公務労働者で構成する日本国家公務員労働組合連合会(国公労連)、そして国の労働行政職員で組織する全労働省労働組合(全労働)は「住民の福祉施策を担う自治体と国の雇用施策を担う労働行政が連携を深めながら、それぞれの機能を確保・強化することが重要」との認識のもと、三者で議論を重ねた末、「生活に困窮する失業者等を行政が支援するために『派遣村』を必要としない支援策の具体化のための課題」を2010年10月にまとめました(全労働のホームページに掲載)。そこでは、①基本的な考え方、②失業者等を支援する現行制度上の問題点、③体制整備をはじめとする現状の課題、④それぞれの機能強化と対象者を中心にした支援策、⑤働き、生活する基本的な権利を国・自治体が責任を持って、といった柱立てで、その当時において求められる施策と体制整備のあり方を提言しました。

「コロナ危機のもとで生活に困窮する失業者等を行政が支えるために」提言の作成について……………津川 剛	1
書評・宮崎雅人『地域衰退』……………秋山 正臣	7
研究部会報告他……………	8

その上で今般、感染症拡大と金融危機という事象の違いこそあれ、経済情勢が急速に悪化し、生活に困窮する失業者が増大するという状況は一致しており、行政のあるべき姿があらためて問われることになりました。こうした下、自治労連、国公労連、全労働は再び議論を重ね、「コロナ危機のもとでの生活に困窮する失業者等を行政が支えるために一住民のいのちとくらしを守りきるための提言－雇用・福祉版」を2021年3月に取りまとめました。3月1日の提言公表時には、マスコミからの質問も相次ぎ、国や自治体が果たすべき役割の重要性を再認識することになりました。

2 提言の概要

今回の提言は「1. コロナ危機のもとでの失業・貧困をめぐる状況」「2. 失業者等を支援する現行制度の現状と課題」「3. 体制整備をはじめとする現状の課題」「4. 失業者・生活困窮者等を支える支援策の拡充と体制の強化を（提言）」とする4章からの構成となっています。

(1) コロナ危機のもとでの失業・貧困を巡る状況

「1. コロナ危機のもとでの失業・貧困を巡る状況」では、社会全体の状況把握を行っており、とりわけ感染症の拡大が雇用の悪化や貧困と格差の拡大を引き起こしている現状を概観しています。

具体的に、一つには、経済がマイナス成長（2020年における実質GDP（内閣府）は前年比4.8%減、リーマン・ショック後に次ぐ過去2番目の悪化幅）となり、休廃業も過去最多（2020年は49,698社、東京商工リサーチ）となりました。

二つには、失業者や休業者も増大しており、特に宿泊・飲食・小売などの業種で顕著に表れています。これは、外出・移動の抑制や営業時間の短縮によるものと思われる

ます（ただし、製造業などでも厳しい状況になっています）。

三つには、非正規労働者や個人事業主・自営業も大きな打撃を受けています。この間、フリーランスや業務委託などの働き方が増大しましたが、経済活動の停滞で収入減が深刻化しています。

四つには、女性の自殺者やDV被害者の増加も深刻です。特に、非正規労働者には女性が多く、休業や失業によって経済的にも精神的にも追い込まれている状況の改善は急務です。

五つには、これまでフルタイムで働いてきた人の困窮化も進んでいます。全国各地で行われた相談会にはこうした人たちが訪れ、なかにはネットカフェでの寝泊りといった人もいました。

六つには、学生の就職活動にも暗い影を落としています（大学生の就職内定率は2020年10月時点で69.8%、リーマン・ショック後に次ぐ下落幅）。あわせて、経済的困窮による中途退学も目立っています。

一方、政府はこのような状況に対し、「特別定額給付金」を措置するとともに、既存制度（雇用保険、生活保護、住居確保給付金、緊急小口資金、総合支援資金等）の利用促進や要件緩和を行いました。あわせて、雇用調整助成金の特例措置を講じるとともに、持続化給付金や家賃支援給付金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金などの新設を行いました。しかしながら、全体として後手後手の対策と指摘されており、時限的な措置も多く、雇用と生活を守る社会保障制度の抜本的な改善が求められます。

(2) 失業者等を支援する現行制度の現状と課題

「2. 失業者等を支援する現行制度の現状と課題」では、①雇用保険制度、②生活保護制度、③生活困窮者自立支援制度、④住まい確保の支援制度、⑤緊急雇用対策の各

種制度・施策について、それぞれの課題を指摘しています。

まず、雇用保険制度について、「過去数次に渡る見直しによって制度が脆弱になっている」とし、具体的には、受給資格や給付日数、給付制限などの問題を取り上げています。あわせて、財政措置に関わって、国庫負担の低さも浮き彫りにしています。

次に、生活保護制度について、保護基準となる最低生活費の低さや捕捉率の低さ、保有資産要件の厳しさ、親族への扶養照会などの問題点が指摘されています。また、「現在地保護の原則」が不徹底であったり、制度自体への負のイメージも大きく、何よりも「生活保護制度が生活に困窮した時に国民の権利として利用できる制度であることが浸透していない」ことが最大の課題と強調しています。

さらに、生活困窮者自立支援制度について、一つには、当該事業を直営で実施している自治体がある一方、民間委託で事業者任せになっている実態も散見されます。二つには、コロナ危機の中で住居確保給付金の活用が進んだものの、体制の不十分さから給付事務に忙殺される状況に課題が残されています。

加えて、住まいの確保に関する支援制度も重要です。実際、緊急事態宣言による休業要請により、都内だけでも数千人がネットカフェから路上に放り出されたと言われています。こうした中、公営住宅の拡充や民間住宅における入居要件の緩和などの対策が求められます。他方、一時的な住まい確保のために生活保護受給者に提供されている「無料定額宿泊所」について、貧困ビジネスの温床となりやすく、この点の解決も欠かせません。なお、先述のとおり、住居確保給付金の活用が大きく進んでおり、これは支給期間の延長や対象者の拡大（特に、自営業者やフリーランスも対象）などが影響しているものと思われます。

最後に、国の緊急雇用対策として様々な

制度が導入・拡充されましたが、ここでは雇用調整助成金と新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（以下、休業支援金）を取り上げます。まず、雇用調整助成金について、厚生労働省は感染症拡大以降、要件の緩和や手続きの簡素化を相次いで行いました。一方、申請事業主に対する迅速支給も求められる状況下で、労働局や公共職業安定所では長時間過密労働を余儀なくされています。次に、休業支援金について、休業手当を受け取ることのできない労働者が直接請求できる制度として急遽創設されました。しかし、休業支援金は事業主が支払うべき休業手当を肩代わりするものでなく、労働者が休業支援金の支給を受けても事業主に対する労働基準法上の支払義務が免責されるわけではありません。厚生労働省もこの点、まずは雇用調整助成金を活用するよう（労働者に休業手当を支払うよう）促しています。

（3）体制整備をはじめとする現状の課題

「3.体制整備をはじめとする現状の課題」では、国においても自治体においても人員体制が不足し、そのことが経験・熟練の不足にもつながっていることを指摘しています。

まず、自治体では、財政危機を理由にした職員の削減が強行されており、全国的に生活保護ケースワーカーの人員不足が顕著に表れています。とりわけ、この間の地方分権改革によって担当世帯数が「法定数」から「標準数」に変更されたことにより、ケースワーカー1人あたりの担当世帯数は標準（80世帯）を大きく上回る状況が慢性的に続いています。そのため、「問題ケース以外は訪問できない」「事務処理が多く、やるべきことができない」「住民の生活状況を把握できない」などの悲痛な声が現場から寄せられています。しかも、感染症拡大に伴う生活悪化が深刻化する中で、生活保護の申請件数は2020年4月に21,486件（24.8%

の増加)となり、住居確保給付金の申請も前例にないほどに増加しました。そのため、本来は給付とともに家計支援や就労支援などを一体的に組み合わせた伴走型支援を行うことが重要であるものの、現場の体制が追いつかず、相談対応が十分にできていません。

一方、国の労働行政もまったく同じ状況にあります。この間、政府の定員合理化計画(5年間で10%の国家公務員削減)による職員の削減が続いたため、膨大かつ迅速さが求められる感染症関係業務には長時間過密労働で対応しているのが実態です。特に、労働局や公共職業安定所、労働基準監督署といった労働行政の第一線職場ではこの10年間で1,300人余りの削減が強行されたため、恒常的な人員不足の状態に陥っており、過重労働と健康被害が深刻化しています。

そして、国においても自治体においても、こうした状況下において、非常勤職員の配置が進められています。しかし、その雇用は不安定であり、労働条件も十分ではありません。あわせて、業務の外部委託化も進められていますが、内容によっては公的責任の放棄につながりかねません。特に、政府は2019年12月、地方分権改革の一環として「ケースワーク業務の一部委託化」を決定しているものの、国民生活の悪化・不安定化が懸念される中で、国が責任をもって生活を支えるべきであり、委託化方針をただちに撤回すべきです。さらに、尋常ではない多忙化の中、若手職員の育成にも困難が生じています。「目の前の業務への対応で精一杯とならざるを得ず、先輩職員から後輩職員へ知識や経験を伝えるのが難しい」との実態は由々しい状況であり、行政の専門性を確保する上でも改善が求められます。

(4) 失業者・生活困窮者等を支える支援策の拡充と体制の強化を

「4. 失業者・生活困窮者等を支える支援

策の拡充と体制の強化を」では、これまでの現状認識や課題指摘を踏まえ、今後の支援策を提言しています。

1) 新型コロナウイルス感染症関係施策について

① 新型コロナにかかる各種給付金について、実態を踏まえた拡充を図るとともに、必要な人に支援の手が届くよう制度を改善すること。

② 各制度の周知徹底を図ること。

③ 個人事業主や請負・フリーランスなどへの支援を拡充すること。

感染症対応の各種施策の中には、活用が進んでいるものもありますが、十分な申請が行われていないものもあります。こうした状況を改善するには、現場の声も聞きながら必要な見直しを図るべきです。あわせて、制度の浸透不足を指摘する声もあります。したがって、広く周知を図ることも欠かせません。さらに、個人事業主や請負で働く人への支援も必要です。政府・自治体は飲食店に対して自粛要請に伴う協力金を支給していますが、むしろ持続化給付金のような実効ある支援策(あるいはその継続)が必要です。

2) 住宅関連施策について

① 路上生活者などの状況を把握し、必要な支援を行うなど、全自治体が担当課の職員を増員し、積極的に働きかけるようにすること。

② アパートの入居要件の緩和や公営住宅の拡充を行うこと。公営住宅の拡充にあたっては地域の事情を踏まえ、自治体間の連携を行うこと。

③ 無料低額宿泊所が貧困ビジネスの温床となっていることを踏まえ、住宅入居等支援事業(居住サポート事業)等の住居喪失者への対象拡大、アパートの借上げなど自治体による直接的な住宅確保を行うこと。

生活困窮者の生活再建の足場となる住まいは必要不可欠です。「住まいは人権」と言われる中、公営住宅の拡充や居住サポート

事業の対象拡大、自治体によるアパート借り上げなど様々な手法で住宅確保を図ることが必要です。

3) 雇用保険制度について

- ① 受給資格要件について、離職理由によらず「離職の日以前1年間に6カ月以上」とすること。
- ② 所定給付日数について、離職理由による区分を撤廃するとともに、給付日数を拡充すること。
- ③ 給付制限を廃止すること。
- ④ 基本手当日額の水準を引き上げること。
- ⑤ 国庫負担の抜本的な引き上げを図ること。

雇用保険（失業給付）が離職者のセーフティネットとして機能するには、先述の指摘を踏まえた改善が必要です。すなわち、受給資格要件について、離職理由を問わず被保険者期間のみで判断すべきです。また、所定給付日数についても離職理由で区分する合理性は無く、あわせて給付日数自体を拡充すべきです。さらに、給付制限について、無収入期間が続くことは失業者にとって過酷であり、これを廃止すべきです。一方、基本手当日額の低さも指摘されており、改善が必要です。そして、こうした給付の拡充を図るには安定的な財政措置が必要であり、国庫負担を引き上げることで国の責務を果たすべきと考えます。

4) 生活保護制度について

- ① 生活保護は権利であり、困窮時に迷わず使える制度として周知を徹底すること。
 - ② 保護申請時の親族への扶養照会について、義務でないことを徹底すること。
 - ③ 国が生活保護行政に必要な財政を確保すること。
- 生活保護は生存権そのものであり、利用しやすくするための取り組みをさらに強化することが必要です。そのため、第一に、必要な人が生活保護を利用できるよう、政府主導で生活保護制度に対する負のイメー

ジを払拭し、むしろ利用しやすいよう周知を図っていくべきです。実際、厚生労働省も生活保護が権利であることをホームページなどで強調していますが、これまでの度重なるバッシングの影響は大きく、政府があらゆる媒体を使って広く知らせることが重要です。第二に、保護申請の際に高いハードルとなっている親族への扶養照会について、厚生労働大臣も「義務ではない」と国会で答弁しており、そのことを徹底する必要があります。第三に、生活保護費を全額国庫負担とさせ、生活保護制度に対する国の責任を堅持させるべきです。

5) 人員と予算の確保について

i) 労働行政（国）

- ① 労働行政のニーズに対応できるよう、体制を大幅かつ恒常的に拡充すること。
- ② 感染症対策予算を十分に措置し、誰もが安全・安心に利用できる執務環境を整備すること。

国の労働行政では、連年の定員削減が行政体制を縮小させ、業務運営に困難を来すとともに職員の健康破壊も深刻です。しかも、感染症対策の諸施策を遂行しつつ通常業務にも対応しなければならず、行政ニーズに的確に 대응するためにも恒久的な体制拡充が不可欠です。一方、労働局や公共職業安定所、労働基準監督署では多くの行政利用者がおり、庁舎の狭隘さから密な状況の回避が困難な官署もあります。したがって、感染症対策としての環境整備とそのための予算確保も求められます。

ii) 福祉行政（自治体）

- ① 生活保護の適正な運用の徹底を図ること。
- ② 必要な人員・体制を確保すること。
 - i) ケースワーカーの担当世帯数を「標準数」から「法定数」に戻し、日頃からの職員の負担を減らすこと
 - ii) 研修体制の拡充により適正な判断を行えるようにすること

iii) 専門職採用の増員や希望する職員の異動期間の延長により、それぞれの福祉事務所等での専門性の確保と継承を図ること

iv) 職員の孤立を防止する体制を構築し、組織的な対応を行うこと

v) ケースワーク業務一部委託化方針を撤回すること

vi) 生活困窮者自立支援制度での相談体制を充実させること

福祉事務所や生活困窮者に対応する窓口において必要な人に必要な支援が届くよう、万全な職員体制の構築と専門性の確保を行うことが必要です。したがって、人員の拡充が不可欠であるとともに、生活保護制度における適正な運用の徹底やケースワーカーの担当世帯数の法定化、研修体制の充実、専門性の確保・継承、職員の孤立防止、外部委託の見直しなど様々な側面から行政運営の充実を図ることが求められます。

3 新自由主義的政策を超えて

これまで見てきたように、コロナ危機のもとで生活に困窮する失業者等を行政が支えるには、労働者・国民の権利を保障するとの観点に立った施策とそれを遂行するに必要な人員及び予算の確保が重要です。しかも、このことは2010年の提言においても同様に触れられており、逆に、この10年間、行政体制の脆弱化と政策の反動化に歯止めがかかっていないと言えます。そしてこれは、「小さな政府」や「自己責任」を掲げる新自由主義的政策がもたらしたものと言わざるを得ません。

実際、菅首相は「自助・共助・公助」を掲げ、「まずは、自分でできることは自分でやってみる。そして、地域や家族で助け合う。その上で、政府がセーフティネットで守る」と総裁選後のあいさつで述べました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大のもとで仕事を失ったり、そのこと

によって生活するためのお金や住まいを失うことは個人の責任でしょうか。

この間、外出や移動、営業の自粛が続き、これによってもたらされた経済活動の停滞は雇用や労働条件に深刻な影響を及ぼし、中長期に続くと予想されます。また、こうした景気悪化の影響によって職を失う、あるいは就職できずに生活さえままならない人が増えています。

一方、我が国ではこの30年余り、新自由主義的政策によって公的責任が縮小化され、社会保障の切り捨てが推し進められてきました。とりわけ、日経連(当時)の「新時代の『日本的経営』」(1995年)に代表されるように、政府は財界からの要求に応じる形で労働者派遣法や労働基準法など労働法制の様々な規制緩和を行い、低賃金・不安定雇用労働者を生み出してきました。また、2008年に発生したリーマン・ショックの際には、製造業を中心に「雇用調整」の名のもとで非正規労働者や派遣労働者が大量に解雇され、大きな社会問題となったことは記憶にも新しい出来事です。

今の社会では、家族・地域の関係や機能が希薄化し、虐待・DVが社会問題になるなど家族等に頼れない人が数多く存在します。しかも、逆進性が強い消費税率が引き上げられるなど、税制における所得再分配機能も脆弱です。こうした状況を踏まえるなら、仕事を失ったり、住まいがなくなったりすることは決して個人の責任ではありません。むしろ、「健康で文化的な最低限度の生活(生存権)」(憲法25条)と「働く権利(勤労権)」(憲法27条)を保障するのが国・自治体の役割です。本提言がこうした国民の基本的な人権を擁護する施策と体制づくりにつながることを期待するものです。

(つがわ つよし・全労働省労働組合書記長、会員)

書評 宮崎雅人『地域衰退』（岩波新書）

秋山 正臣

「おわりに」で著者が書いているところによると、企画が持ち上がったのは2007年だそうである。2007年といえば、当時は第1次安倍政権の時代であり、民主党による政権交代への序章が始まった頃だ。それにしても、著作としてまとまるまで実に14年もの歳月がかかっている筆の遅さに呆然とした。最後まで読み進めたときに判明した事実ではあるが、啞然とするほかない。当初は、地域衰退が政治に大きな変化をもたらしていることを横目に執筆を進めるはずであったそうだが、12年もの月日が流れるなか、「地域格差」は是正されることなく地域の衰退が進む一方に危機感を覚えたようである。

2019年の春に企画が再始動し、「なぜ地域は衰退したのか」を基盤産業の衰退に焦点を当てて描くことによって、表層的な政策提案ではなく、分析に基づいたより根本に迫る提案ができるのではというもくろみで書かれたようだ。

さて読み進めよう。第1章から第3章にかけて書かれていることは、まさに基盤産業の衰退によって地域が衰退した実態が数々のデータで示されている。それも具体的な地域で示されており、ストーンと胸に落ちた。さらに第4章で農林業を規模の経済で進めてきたことへの批判や、自治体合併による弊害も「ポン」と膝を打ちたくなるほど思いを同じくするものであった。

いよいよ分析に基づいた提案を示す第5章である。まず書かれているのは、「人々が生きていくために必要な社会サービスを確保する」ことだ。そうだとそのとおり。そして、「国による政策

誘導をやめる」ことが述べられている。ここで示されているデータで圧巻だったのは、「地方版総合戦略策定」をコンサルタントに委託した自治体の状況を示したデータと外部委託受注件数のトップ10に入っている都道府県のデータだ。

外部委託を受注した業者の件数の第1位は、おわかりだと思うが東京都。実にシェアは54.0%に及ぶ。結局地方の戦略を策定しているのは、大都会にある企業であり、地域のことを特段考慮することなく表面的な戦略に基づいて「地方創生」が進められたのではないか。だから地域は衰退する一方ではなかったのか。この点では、京都府立大学学術報告で大島和夫氏が分析していたものを引用しているが、リポート開発の失敗など実に的確だ。筆者が危惧している政府に近い人々による著作では、成果が出せない地域は衰退するほかしか道がないと示されていると評しているが、本当にそう思う。

さあ、ラストはどうだろうか。提起されているのは「地域に産業を興す」ことだ。まさにその通りだが、ここが難しい。筆者は電力の小規模化、事業所サービスの地産地消、そして分権型社会の確立などを述べている。わたしの思っていることと、最終的な目標はあまり変わらないことを確認することができたことで安心できた。さあ、目標に向けて自信を持って運動を進めよう。

岩波新書・定価880円（税込み）

（あきやま まさおみ・全労連事務局次長）

研究部会報告

・賃金・最賃問題研究部会（2月4日）

テーマは「建設キャリアアップシステムを活用した能力評価基準に基づく賃金制度確立」の取り組みで、報告者は齊藤辰巳氏（全労連常任幹事）。全建総連は協定賃金闘争、公契約条例制定運動などで実績を残してきた。また、この業界には健康保険、厚生年金、雇用保険への加入促進でもすぐれた成果を挙げている。報告では、「建設キャリアアップシステム」（CCUS）を活用した能力評価基準（レベル分け）によって技能・能力レベルを確立していく取り組みを行っていることである。能力評価は民間大企業の主観的評価と異質で、技能と経験年数、および資格取得に裏づけられたもので、レベル1～4までの段階は建設産業で働く労働者の能力基準であり、今後のこの業界の労働力不足や若者へのインセンティブを図ることをも意図されている。ドイツなどの職種別熟練度別横断賃率の「日本版」ともみられなくもないが、「能力レベル」と賃金率の結合はまだ達成されていない。今後の課題である。

・労働時間・健康問題研究部会（3月26日）

「2021国民春闘白書」に見る労働時間の実態（斎藤力）と「過労死等防止対策白書」（令和2年版）（門田裕志）の両氏の報告と論議。斎藤氏は、(1)「通常の労働時間制」、変形労働制、みなし労働時間制、テレワークの最近の動向と特徴、(2)新型コロナ禍で所定労働時間の急減と増大の内容と特徴、(3)年休取得率56%になったがまだ低水準の内容と課題を柱に報告。門田氏は、(1)労働時間やメンタルヘルス対策等の状況、(2)過労死等の現状、(3)過労死等をめぐる調査分析結果、(4)過労死等の防止と改善と課題を重点に報告。報告内容の関連資料として、いの健全国センターの「脳心臓疾患の労災認定

基準の緊急改訂要求」と「過労死等の防止のための対策大綱」2021年度改定の意見書（推進協議会委員）も紹介された。論議では、不払い労働根絶による雇用拡大の重要性、職場での過重労働の広がりとはラスメントによるメンタルヘルス不全の拡大、過労死心身の健康障害防止のための対策強化と労働組合と労働安全衛生活動の重要性と役割などを行った。

・中小企業問題研究部会（3月29日・公開）

埼玉大学・宮崎雅人准教授の近著『地域衰退』（岩波新書）について、長山宗広会員（駒澤大学教授）が解説、書評を行った。長山氏は、地域経済論、中小企業論の立場から、「教科書どおり」、「目新しい主張は見られない」としながらも、①地域の衰退状況を20年単位で検証することから出発し、②製造業の衰退と企業城下町の終焉、③賃貸や情報処理など事業所サービス業の拡大と大都市集中・格差拡大、④農林業や自治体合併など「規模の経済」政策の問題点、⑤地方衰退を食い止める方策などが、リベラルな視点でコンパクトにまとめられている点を評価した。討論では、地方自治体や地方金融機関の果たす役割、循環型地域経済によるまちおこし運動などが語られた。

4月の研究活動

- 4月3日 雇用問題研究会
12日 賃金・最賃問題研究部会
労働組合研究部会

4月の事務局日誌

- 4月17日 企画委員会
20日 労働法制中連事務局団体会議
24日 第3回常任理事会